公益社団法人埼玉県医療社会事業協会 育児休業等による会費免除に関する会費細則

1 趣旨

会員の出産と育児・介護・自身の傷病などの事情により現任業務から離れても、協会の一員として在籍することを保証するため、会費の免除規程を設ける。

2 対象

免除の対象者は、埼玉県医療社会事業協会会員であり、1年以上の加入期間があること。

3 免除要件

離職・休職が、次年度以降に及び、次の要件のいずれか一つに該当すること。

- ① 出産・育児・介護等で、6か月間以上離職ないしは休職を余儀なくされている場合。
- ② 傷病などが原因で長期療養により、6か月間以上離職ないしは休職を余儀なくされている場合。
- ③ 災害等による場合で、理事会において承認された場合。
- ④ その他、理事会において必要と認めた場合。

4 方法

- ① 離職・休職を開始した年度の会費は、全額支払う。
- ② 3 の免除要件の一つに該当する場合は、「申請書」に事実を証明する書類(職場に提出した申請書あるいは承認書、証明書のコピーなど)を添付して、会長に申請する。
- ③ 理事会において適否を審査し、決定の内容を申請者に書面で通知する。
- ④ 申請期限は、申請要件を満たした日より6か月以内とし、過去にさかのぼっての申請は認めない。
- ⑤ 会費免除は、職場に復帰した日の属する年度分とする。
- ⑥ 財務部は、免除対象者に対し、該当する年度の会費の請求を行わない。

附則

本細則は令和5年4月20日から施行する。

会長	財務部長

様式18号

令和 年 月 日

会費免除申請書

公益社団法人 埼玉県医療社会事業協会長 様

社員番	:号
氏 名	
所属機	関
自宅住	所
	₸
	電話

公益社団法人埼玉県医療社会事業協会 会費免除規程により会費の免除を申請します。

免除の理由	□ 長期療養により、一定期間離職ないし休職したため	
□にチェックを 入れてください	□ 出産・育児・介護等で、一定期間休職したため	
	□ 災害により離職ないし休職したため	
免除理由が 証明できる 書 類	a、 産前産後及び育児休業証明書	
	b、休職証明書	
添付書類、a~dに ○を付けてください	c、被災証明書	
	d、その他()
入会日	昭和•平成•令和 年 月 日	
休職期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月	日

※会費等の未納がある場合は申請できませんのでご注意ください。